

適用範囲

- 第1条** 当館がお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この契約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

- 第2条** 当館に宿泊契約の申込みをされるお客様は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
(2) 宿泊日及び到着予定時刻
(3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
(4) その他当館が必要と認める事項
- 2 お客様が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
- (食物アレルギーに関して) 当館では、お食事は全て同一調理場での調理となり、食器類についても洗浄過程でのアレルギー除去は完全ではなく、一部残留する可能性があります。事前申告いただいた場合においても、当館がご提案するのはあくまで低アレルギーのお食事であり、アレルギー症状が発生しないことをお約束するものではありません。

宿泊契約の成立等

- 第3条** 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただけます。
- 3 申込金は、まず、お客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第20条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定により料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までに支払いただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨をお客様に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

- 第4条** 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

- 第5条** 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
(3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4) 宿泊しようとする方が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力。
ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。
(5) 宿泊しようとする方が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(6) 宿泊しようとする方が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
(7) 宿泊しようとする方が当館もしくは当館従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
(9) 宿泊しようとする方が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、又は他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき、及び山形県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
(10) 宿泊しようとする方が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

宿泊客の契約解除権

- 第6条** お客様は、当館に申し出て、宿泊契約を解約することができます。
- 2 当館は、お客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合においては、その特約に応じるに当たって、お客様が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館がお客様に告知したときに限ります。

- 3 当館は、お客様からの連絡がなく宿泊日当日の午後10時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊されるお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。

当館の契約解除権

- 第7条** 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
(2) 宿泊されるお客様が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力。
ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。
(3) 宿泊されるお客様が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(4) 宿泊されるお客様が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
(5) 宿泊されるお客様が当館もしくは当館従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
(7) 宿泊されるお客様が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき、及び山形県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
(8) 寝室での震動、消防用設備等に対するいざずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
(9) 刺青のある人や泥酔状態の人の大浴場の使用禁止など、当館が館内での安全と秩序維持のために必要と定め、宿泊客に告知した規則に従わないとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客様がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

- 第8条** お客様は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊者の氏名、年令、性別、住所、連絡先電話番号及び職業
(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(3) 出発日及び出発予定時刻
(4) その他当館が必要と認める事項
- 2 お客様が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

- 第9条** お客様が当館の客室を使用できる時間は、当館が特に指定した場合を除き、当日午後3時より翌日午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過2時間までは、宿泊料相当額の30%
(2) 超過6時間までは、宿泊料相当額の60%
(3) 超過6時間以上は、宿泊料相当額の100%

利用規則の遵守

- 第10条** お客様は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

- 第11条** 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリ等でご案内いたします。
- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
イ. 門限 正面玄関 24時間 ロ. フロント 午前7:30～午後9:30
ハ. キャッシャー 午前7:30～午後7:30
(2) 飲食等サービス時間
イ. 朝食 午前7:30～午前9:00(客室・宴会場・レストラン)
ロ. 昼食 午前11:30～午後2:00(客室・宴会場・レストラン)
ハ. 夕食 午後6:00～午後8:00(客室・宴会場・レストラン)
(3) 附帯サービス施設時間:
売店 午前8:00～午後8:00 喫茶室 午前8:00～午後10:00
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

- 第12条** お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、お客様の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館がお客様に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当館の責任

- 第13条** 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当館は防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 第14条** 当館は、お客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

- 第15条** お客様がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、お客様がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 お客様が、当館にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、お客様からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 第16条** お客様の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、お客様がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- 2 お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品については発見日を含め7日間保管し、その後、最寄りの警察署に届けます。その他の物品については3箇月経過後処分いたします。ただし、衛生環境を損なう飲食物、たばこ、雑誌等は即日処分します。
- 3 前2項の場合におけるお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

客室の清掃

- 第17条** お客様が2泊以上連続して同一の客室に宿泊する場合、当該客室の清掃は原則として毎日行います。
- 2 お客様から清掃不要である旨の要望を受けた場合であっても、衛生環境保全のため、3日経過ごとに1回清掃を行います。ただし当館が必要と認める場合には、随時客室清掃を実施できるものとします。
- 3 前項の客室清掃について、宿泊者はこれを拒否できないものとします。

コンピュータ通信

- 第18条** 当館内からコンピュータ通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとします。コンピュータ通信利用中のシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。
- 2 コンピュータ通信の利用に際し当館が不適切と判断した行為により、当館及び第三者に損害が見込まれる場合また実際に生じた場合は、当該サービスの利用中止を求め、生じた損害については賠償していただきます。

駐車場の責任

- 第19条** お客様が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキー寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

- 第20条** お客様の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該お客様は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

宿泊見舞金規程について

- 第21条** 当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に傷害以外の事由により死亡した場合には、別に定める宿泊客見舞金規程に記載の事項を実施いたします。

準拠法

- 第22条** 当館とおお客様の宿泊契約に関しては日本法を準拠法とし、当館の所在する地を管轄する地方裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

利用規則

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、利用規則を定めておりますので、宿泊約款第10条に定めのあるとおり、その遵守にご協力下さいようお願い申し上げます。遵守いただけない場合は、やむを得ず、ご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、又場合によっては損害をご負担頂くこととなりますので、特にご留意下さいようお願い申し上げます。

火災予防上お守りいただきたい事項

1. 火災の原因となりやすい場所での喫煙(寝たばこ、館内の歩行中)はおやめください。
2. 客室内には暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等の持ち込み、使用はおやめください。
3. その他の火災の原因となるような行為はおやめください。
4. 消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめください。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中のお部屋からお出になられる際には施錠をご確認ください。
2. 館外へお出掛けの際は、フロントに鍵をお預けになれますようお願い申し上げます。
3. ご訪問客と客室内でのご面会のご遠慮願います。ご面会はロビー又はラウンジをご利用ください。

貴重品、お預かり品及び遺失物のお取扱いについて

1. 客室に備付けの保管庫は、お客様が自由にお使い頂けるよう便宜備えつけてありますが、簡易なものですから、現金・貴重品については事故防止のため、その種類及び価額を明示して必ずフロントにお預けください。
2. ご滞在中の現金、貴重品等をフロントにお預けにならずに、滅失、毀損等によって生じた損害については、一定の限度額の範囲内でしか賠償いたしかねますので、ご了承のほどお願い申し上げます。
3. 宿泊約款第16条、第2項・第3項の規定及び関連の法令に該当する遺失物についてはお取り扱いいたします。ご面会はロビー又はラウンジをご利用ください。

お支払いについて

1. 料金支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカードにより、ご出発の際、又は当館が請求した時フロントでお支払いいただきますので、ご了承ください。なお、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代り得る方法によりお支払いいただくことも、事前にご呈示ください。
2. 旅行小切手以外のお支払いはお受け出来ませんので、ご了承ください。
3. 館内の施設をサインにてご利用される場合は、お手数ですが、客室鍵をご提示ください。
4. 都合により、ご到着時にお預かり金を申し受ける場合がございますので、ご了承ください。

その他お守りいただきたい事項

1. 館内にて他のお客様の迷惑となるようなもの、犬、猫、小鳥、その他の動物、発火又は引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているものお持込みはおやめください。
2. 当館の定める場所以外での喫煙はご遠慮ください。
3. 館内で、高声、放歌、喧騒な行為、とばく、風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさらないようお願い申し上げます。
4. 当館の許可なく、客室、ロビー等を営業行為(展示、広告、宣伝、販売等)などの他の目的にご利用にならないようお願い申し上げます。
5. 館内の施設、備品の現状を著しく変更したり、用途以外にご利用になることはおやめください。
6. 客室の窓側、ベランダ、廊下又はロビーなどに物品を陳列したり、放置しないようお願い申し上げます。
7. 風呂及び洗面所のご使用後は必ず給湯水を止めてください。もし流し放しであふれさせますと隣室、階下室に被害が及ぶ場合がございますのでご注意ください。
8. 未成年のみのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りさせていただきますのでご了承ください。
9. エネルギーを大切に使う為、節電、節水にご協力の程をお願い申し上げます。
10. 客室内よりお電話をご利用の際は、施設利用料が加算されますのでご了承ください。
11. 刺青の方の大浴場の入浴はお断り申し上げます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	①本宿泊料(室料+朝食・夕食料等)
	追加料金	②追加飲食(①に含まれるものを除く)及びその他の利用料金
	税金	イ.消費税 ロ.入湯税

1. 基本宿泊料はフロント及び客室内に掲示する料金表によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児については、2,000円(税別)をいただきます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日											
	不泊	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	20日前	30日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%							
15~30名まで	100%	100%	50%	30%	30%							
31~100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%		
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後にお申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。